

医業経営情報

NO. 14

今回のテーマ：償却資産税を安くする方法

今年も早いもので後1ヶ月を残すのみとなりました。そして来年1月31日は償却資産税の申告期限となります。固定資産税は皆様よくご存じだと思いますが、償却資産税となると知らない方も多く、毎年申告している事自体をご存じない方もいらっしゃるみたいです。

固定資産税は毎年、市区町村から課税通知書と納付書を送ってくるだけで申告はしませんが、償却資産税は毎年1月31日までに、自己申告しなければなりません。

ところで、償却資産税はちょっとした事で安くする事が出来るのをご存じでしょうか？。そのちょっとした事については折に触れて書きますが、その前にまず償却資産税とは何かについてから始めたいと思います。

I 償却資産税とは

①事業用の資産にのみ課税される

建物や土地には固定資産税、自動車には自動車税という税金があるように、病医院が購入する医療機器や事務機器などには償却資産税が課税されます。ただ固定資産税や自動車税は個人用・事業用の区別無く税金が課税されますが、償却資産税は事業用にのみ課税されます。ですから個人用で所有するコンピューターやコピー機などには償却資産税は課税されません。

②償却資産税が課税される理由

では何故、医療機器や事務機器などにまで税金が課税されるかといいますと、「機械等を所有する事業者が、所在している市区町村から有形無形の行政サービスを受けており、その受益の下に事業活動を行っていることに着目し、土地及び家屋と同様な応益課税の原則を貫くため」という事になっています。なにやら難しい事を言っていますが、要は課税対象を増やしたい為だと思って下さい。

③具体的に課税される対象資産

償却資産税が課税されるものは大きく次ページの区分に分けられます。ただし購入金額が原則として20万円未満のものについては対象資産にはなりません。

区 分	対 象 資 産 の 例 示
構 築 物	駐車場舗装、庭園、広告塔、給水タンクなど
建物付属設備	冷暖房設備工事、エレベーター、内装工事など（※1）
車両及び船舶	フォークリフトやキャンピングカー等の自動車税の対象にならない車、モーターボートなど
工具器具備品	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科医療ユニット、ファイバースコープ等)、テレビ、パソコン、コピー、壁掛エアコン、書棚など

※1 建物付属設備は建物を所有している事業者であれば対象資産になりません。

所有者でなく、賃借人が自ら冷暖房設備工事や内装工事等をした場合は対象資産になります。

理由は所有者の場合、建物付属設備は固定資産税に含まれているからです。

具体例

MS法人が建物を所有しており、病医院が賃借しているケースで内装工事を行った場合

工事の行った者	償却資産税の取り扱い
MS法人(賃貸人)	対象資産にならない
病医院(賃借人)	対象資産になる

償却資産税を安くする方法 その1

建物付属設備の内装工事は建物を所有している法人で行って下さい。

④償却資産税が免税される事業者

病医院やMS法人であっても所有する対象資産の合計が150万円未満であれば、償却資産税は課税されません。

⑤減価償却資産との関係

償却資産税の対象資産とは、とどのつまり当事務所から顧問先様へお送りしている財務報告書の貸借対照表に記載されている減価償却資産と同じ金額になります。当事務所でも減価償却台帳から償却資産税申告書を作成しています。

ですから減価償却資産と償却資産申告書に記載した資産の価額が大きく違う場合、市区町村の資産税課から問い合わせあります。

ここでポイントになるのは既に廃棄又は売却などで無い減価償却資産は、毎年きちんと貸借対象表から除き、償却資産申告書でも資産の減少として申告する事です。

本当は無い資産でも、資産の減少として申告しなければ、ずっと償却資産税を払い

続ける事になりますので無駄となります。

資産を売却したのであれば、売買代金が入金されるので当事務所でも気がつきませんが、廃棄の場合は顧問先様の方から言って頂けなければ、なかなか気づきません。ですから資産を廃棄された時は必ず当事務所にご連絡下さい。

償却資産税を安くする方法 その2

廃棄又は売却した資産は必ず減価償却資産から除いて下さい。

⑥償却資産として申告する金額

償却資産として申告する金額は、消費税の会計処理の方法によって異なります。会計処理を消費税抜でやっている場合は消費税を除いた金額で申告し、会計処理を消費税込でやっている場合は消費税込の金額で申告します。もちろん消費税抜で申告した方が有利です。

ただし消費税が免税事業者の場合は、消費税込の金額で申告しなければなりません。

償却資産税を安くする方法 その3

消費税の会計処理は必ず税抜でやって下さい。

(注) 当事務所では消費税の課税事業者については全て税抜処理していますので、ご安心下さい。

⑦償却資産税の課税標準額と税率

上記⑥で申告した金額に対して毎年償却資産税が課税される訳ではありません。毎年課税される元になる金額の事を課税標準額といますが、これは法律で規定されている「固定資産評価基準」に従って計算した金額となります。簡単に説明しますと、定率法による減価償却費の計算を行い、毎年未償却残高に対して課税されます。

次に税率ですが、1.4%です。これは固定資産税と同じです。

例えば300万円のコピー機（耐用年数は6年）を購入した場合の償却資産税の金額を計算してみると下記のようになります。

	購入年	2年目	3年目	4年目
償却資産税	—	35,300円	24,000円	16,300円

購入年の翌年から6年間（耐用年数）の間の償却資産税の合計は約100,000円になります。こうして見ると償却資産税も馬鹿にならない事がわかると思います。

以上で、償却資産税についての基本的な説明を終え、次に減免となる対象資産について説明していきます。

Ⅱ 課税の特例（減免）となる対象資産

償却資産税は特定の資産に該当すれば一定期間、減免されます。

病医院で関係があると思われる減免対象資産と減免額は下記のとおりです。

対象となる資産	減免される金額
救急病院に指定されているの開設者が救急医療用機器を購入した場合	最初の3年間に限り1/6を減免する
介護老人保健施設の事業に供される資産	最初の5年間に限り1/6を減免する

(注) 減免申請は最初の年に「課税標準の特例に係る届書」を提出しないと適用されません。

償却資産税を安くする方法 その4

救急医療用機器及び介護老人保健施設で使う資産は「課税標準の特例に係る届書」を提出して下さい。また、介護老人保健施設の事業に供される資産は直接介護老人保健施設で購入して下さい。

以上、償却資産税を安くする方法についてまとめました。ここに書いていない事について質問などありましたらいつでも当事務所にご連絡下さい。

平成15年12月1日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹